

最低税率課税制度及び外国子会社合算税制のあり方に関する研究会 報告書（概要）

- 国際合意に基づいた**最低税率課税制度の導入は、日本企業と外国企業との公正な競争条件の確保に資するもの**。同制度の導入にあたっては新たな事務負担が生じることから、**日本企業への過度な負担とならないような制度とする必要がある**。
- このため、**企業の事務負担軽減の観点から、最低税率課税制度の円滑な導入に向けた論点を整理したほか、既存の外国子会社合算税制との関係整理及び同制度の簡素化等のあり方**についても検討した。

論点 1

最低税率課税制度

軽課税国を用いた租税回避を防止するため、各国が最低実効税率（15%）を設定し、不足分は親会社の所在国で課税する制度。
連結総収入が7.5億€（約1000億円）以上の大企業が対象。
我が国では早ければ令和5年度税制改正で導入される可能性あり。

特定の要件に該当する場合には実効税率の計算を不要とする『簡素化オプション』のあり方（※）については、国際的な議論が継続している。

（※）例えば、税率が十分高いことが特定できた国・地域について、実効税率の計算を求めない、というものなど複数の方向性が検討されている。

①国際的に合意された簡素化オプションの国内法化等を通じた、**制度の簡素化**が必要。なお、内国法人に対して最低実効税率との差分を課税するルールを導入する場合には、日本企業の事務負担が最小限となるよう配慮すべき。

②国際ルールで不明瞭な論点及び軽課税所得ルール（※）の国内法化等を通じた、**制度の明確化**が必要

※軽課税国にある親会社等の税負担が最低実効税率（15%）を下回る場合、不足分を子会社等の国で課税する

③**国内法の施行時期**は、競争相手国の導入時期や実務対応に係る準備期間を考慮すべき。

④**最低税率課税制度に伴う申告納税時期**は国際ルール上明確化されていないが、**情報申告時期**（会計年度終了後より初年度18ヶ月以内、2年度目以降15ヶ月以内）**よりも遅くすべき**。

論点 2

外国子会社合算税制（CFC税制）

最低税率課税制度と趣旨は異なるものの、外国子会社の課税後に追加的な課税が必要な部分に対して、親会社の本国で課税を行うという点は共通。

既存のCFC税制に加えて、最低税率課税制度が導入される場合には、企業の事務手続き負担が増大することとなる。

また、現行のCFC税制の運用により生じている課題を適正化する必要がある。

①対象となる外国関係会社の絞り込み

課税対象となるか確認している企業数と実際に課税されている企業数の乖離により過大な事務負担が生じており、**外形的な基準の設定により、確認の対象となる企業を絞り込む**ことを要検討

②経済活動基準の見直し

経済活動基準が実体から乖離したり、明確でなかったりすることにより、事務負担が生じていたり、実体ある経済活動がある場合も含めて会社単位での合算が生じているケースがあると考えられるため、**同基準の見直し**を要検討（※）

（※）同基準を廃止する場合、あわせて合算対象所得の見直しを含める必要があるという意見もあった。

③最低税率課税制度で収集した情報の利活用

最低税率課税制度の対象企業が同制度とCFC税制それぞれで類似の異なる情報を収集することによる事務負担の増加を防ぐべく、**最低税率課税制度にて収集した情報のCFC税制での利活用**を要検討

④CFC税制における所得合算時期の見直し

親会社と外国子会社の決算月の組合せによっては、**CFC税制の適用に係る外国子会社における手続期間が短期間になることがある**ため、**所得合算時期の見直し**を要検討